

令和元年5月31日
 島根県健康福祉部青少年家庭課
 児童・家庭相談支援スタッフ
 担当: 福井祐子、高橋博
 電話: 0852-22-6392
 FAX: 0852-22-6045

平成30年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

平成30年度 児童相談の状況について

令和元年5月
 青少年家庭課

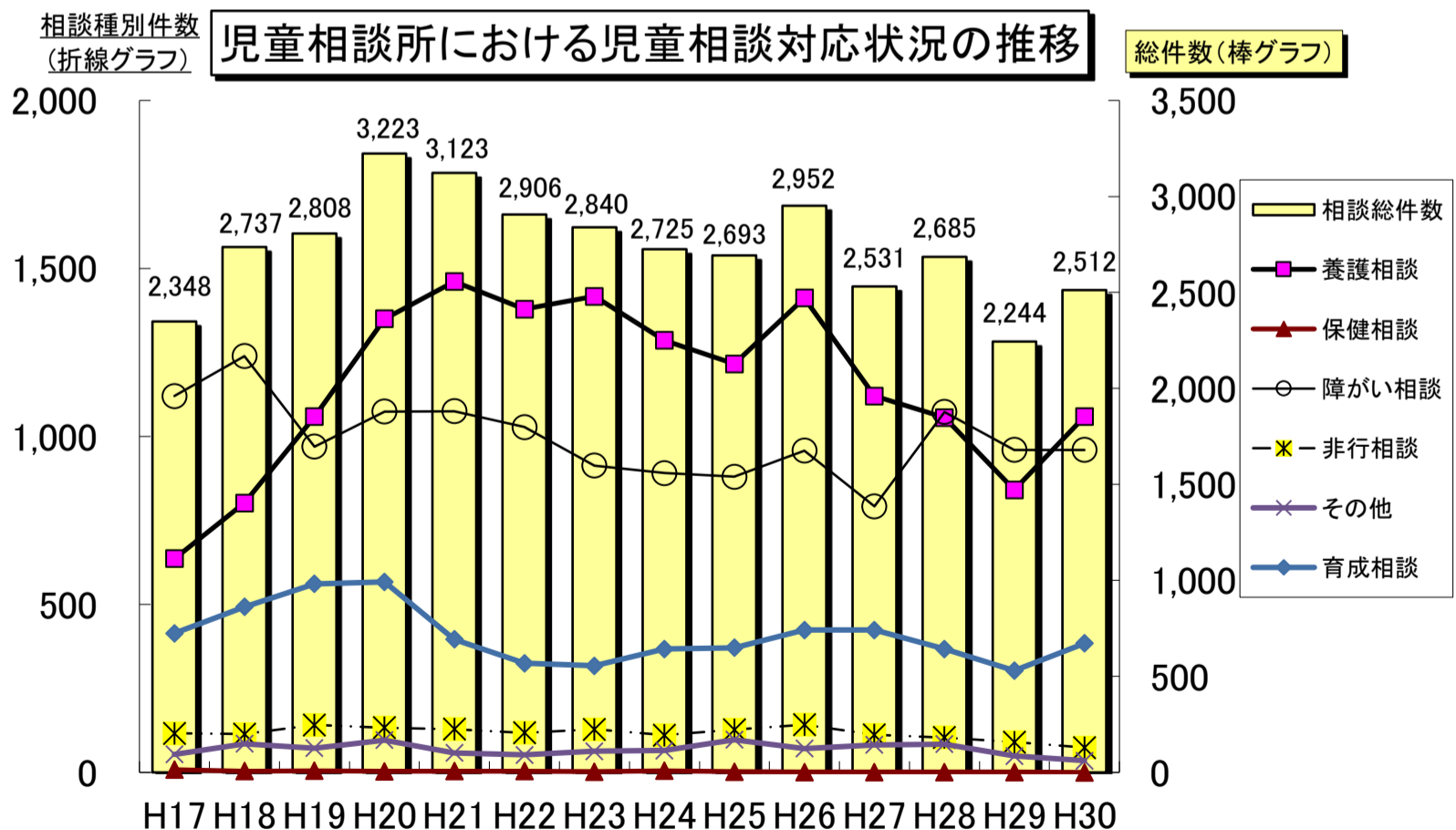
1 児童相談の対応状況

相談種別	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,056	39.3%	546	68.9%	841	37.5%	565	68.5%	1,059	42.2%	518	64.9%
(内虐待相談)	232	8.6%	220	27.8%	203	9.0%	168	20.4%	300	11.9%	229	28.7%
保健相談	1	0.0%	15	1.9%	1	0.0%	12	1.5%	0	0.0%	8	1.0%
障がい相談	1,073	40.0%	71	9.0%	960	42.8%	55	6.7%	960	38.2%	63	7.9%
非行相談	104	3.9%	12	1.5%	90	4.0%	7	0.8%	74	2.9%	7	0.9%
育成相談	367	13.7%	88	11.1%	303	13.5%	116	14.1%	384	15.3%	114	14.3%
その他	84	3.1%	60	7.6%	49	2.2%	70	8.5%	35	1.4%	88	11.0%
合計	2,685	100.0%	792	100.0%	2,244	100.0%	825	100.0%	2,512	100.0%	798	100.0%

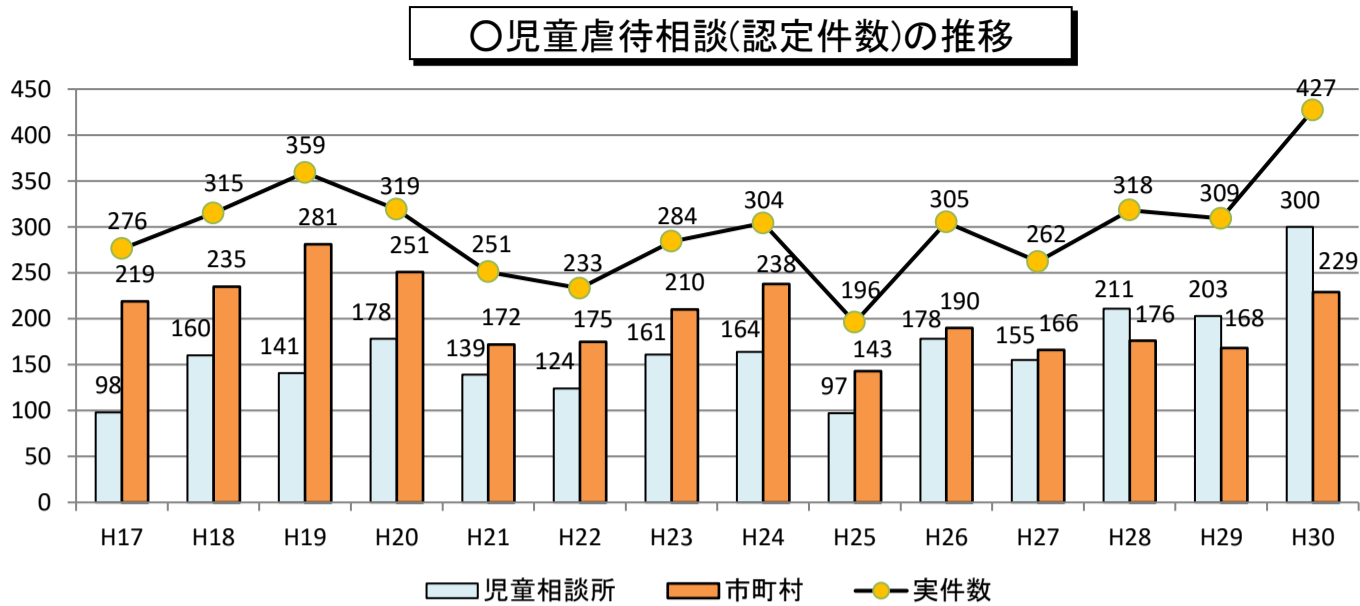
○平成30年度の対応件数は、児童相談所で2,512件（*前年比：268件増/約12%増）。
 市町村は798件（*前年比：27件減/約3%減）

○受付内訳は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。



2 児童虐待相談の認定件数



※H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

○平成30年度の児童虐待相談の認定件数は、児童相談所が300件（前年比約48%の増）、市町村が229件（同約36%の増）となった。

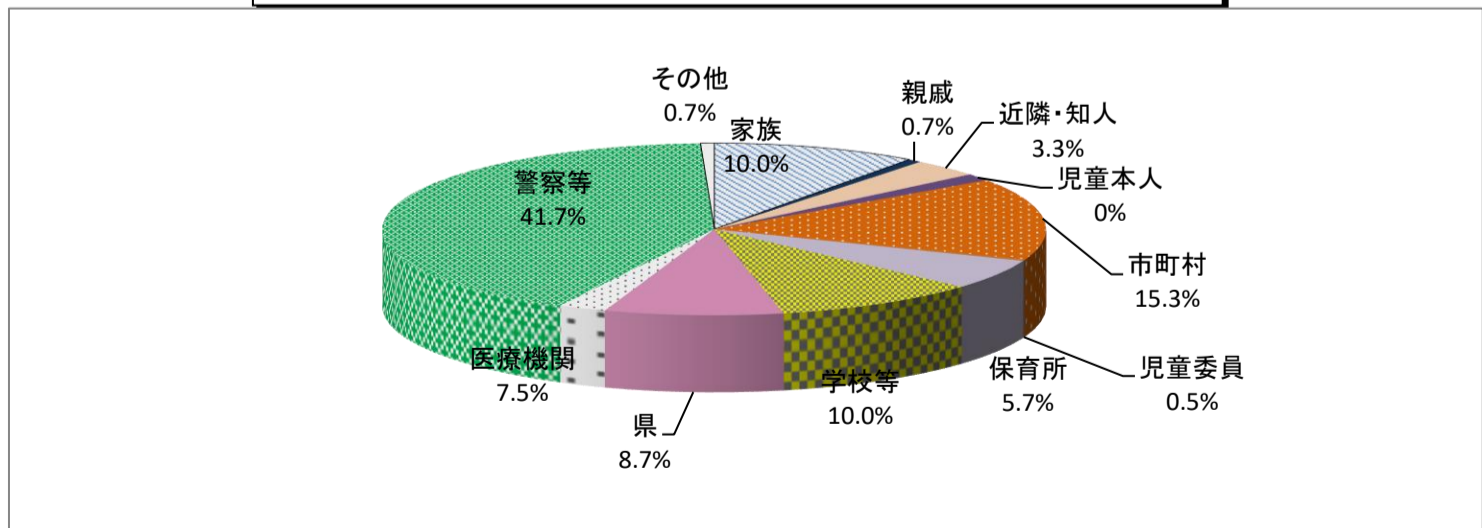
○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース102件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として認定した件数は427件で、前年比約38%の増となった。

- ・平成28年度：318件《211件（児童相談所分）+176件（市町村分）-69件（重複分）=318件》
- ・平成29年度：309件《203件（児童相談所分）+168件（市町村分）-62件（重複分）=309件》
- ・平成30年度：427件《300件（児童相談所分）+229件（市町村分）-102件（重複分）=427件》

(1)-1受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H28年度	31	4	11	0	44	1	4	28	24	0	16	42	6	211
	14.7%	1.9%	5.2%	0.0%	20.9%	0.5%	1.9%	13.3%	11.4%	0.0%	7.6%	19.9%	2.8%	100.0%
H29年度	20	5	7	3	35	0	6	32	23	0	6	61	5	203
	9.9%	2.5%	3.4%	1.5%	17.2%	0.0%	3.0%	15.8%	11.3%	0.0%	3.0%	30.0%	2.5%	100.0%
H30年度	30	2	10	4	46	1	17	30	26	0	7	125	2	300
	10.0%	0.7%	3.3%	1.3%	15.3%	0.3%	5.7%	10.0%	8.7%	0.0%	2.3%	41.7%	0.7%	100.0%

○平成30年度 児童相談所における児童虐待相談受付経



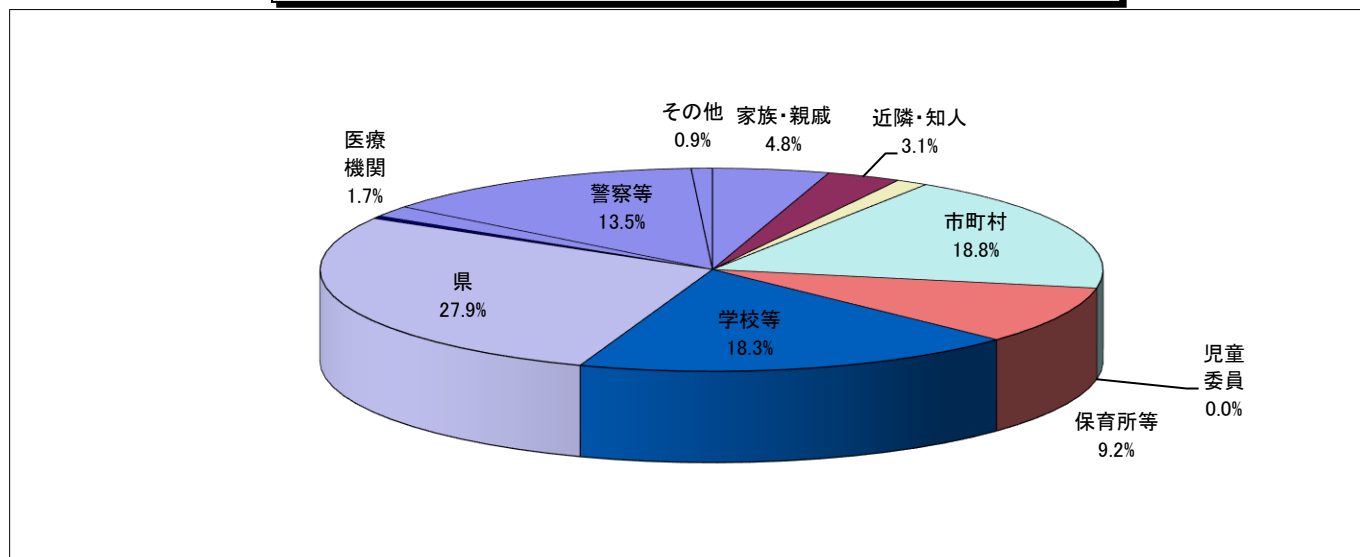
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが全体の4割以上を占めており、次いで市町村、学校等、家族からとなっている。

○警察等からの受付が、件数として前年と比べて約2倍に増加している。

(1)-2受付経路(市町村)

区分	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所等	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H28年度	8 4.5%	3 1.7%	0 0.0%	32 18.2%	1 0.6%	24 13.6%	41 23.3%	54 30.7%	0 0.0%	3 1.7%	8 4.5%	2 1.1%	176 100.0%
H29年度	17 10.1%	11 6.5%	0 0.0%	21 12.5%	0 0.0%	19 11.3%	28 16.7%	50 29.8%	2 1.2%	6 3.6%	13 7.7%	1 0.6%	168 100.0%
H30年度	11 4.8%	7 3.1%	3 1.3%	43 18.8%	0 0.0%	21 9.2%	42 18.3%	64 27.9%	1 0.4%	4 1.7%	31 13.5%	2 0.9%	229 100.0%

○平成30年度 市町村における児童虐待相談受付経路

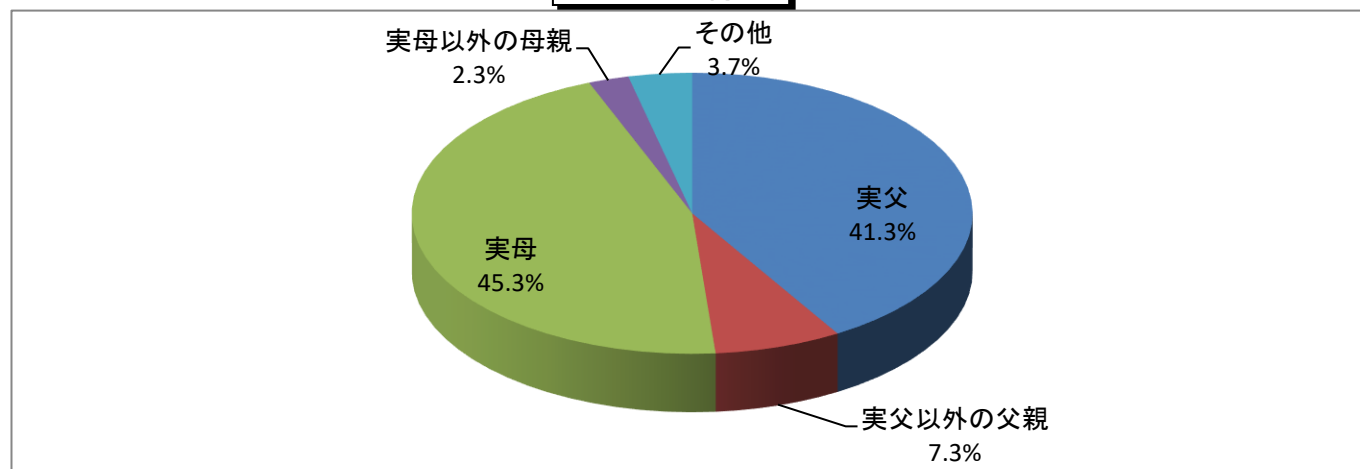


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県からが多く、次いで市町村（児童家庭相談窓口以外）、学校等、警察等からとなっている。

(2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母	その他	計
H28年度	53 25.1%	23 10.9%	126 59.7%	1 0.5%	8 3.8%	211 100.0%
H29年度	76 37.4%	27 13.3%	84 41.4%	0 0.0%	16 7.9%	203 100.0%
H30年度	124 41.3%	22 7.3%	136 45.3%	7 2.3%	11 3.7%	300 100.0%

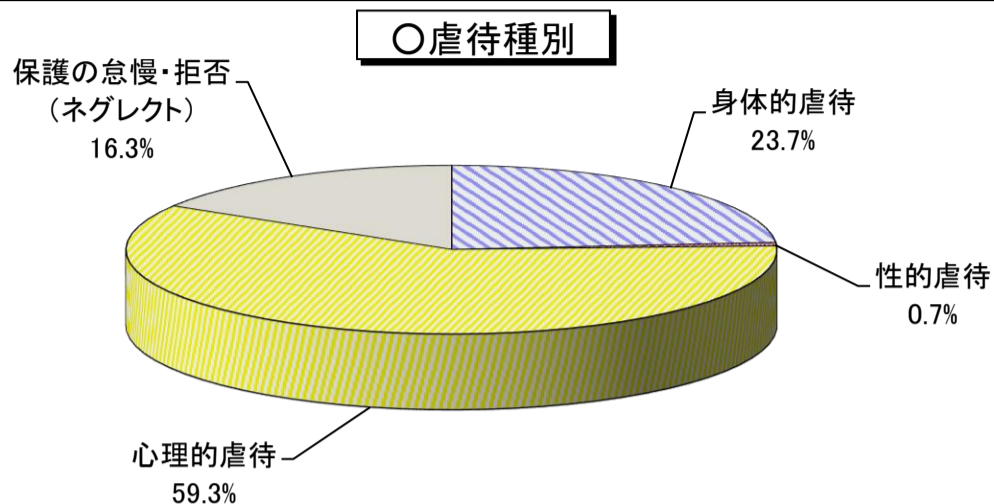
○主な虐待者



○主な虐待者は、実母が136件（45.3%）と最も多く、次いで実父が124件（41.3%）、実父以外の父親が22件（7.3%）となっている。

(3) 虐待種別(児童相談所)

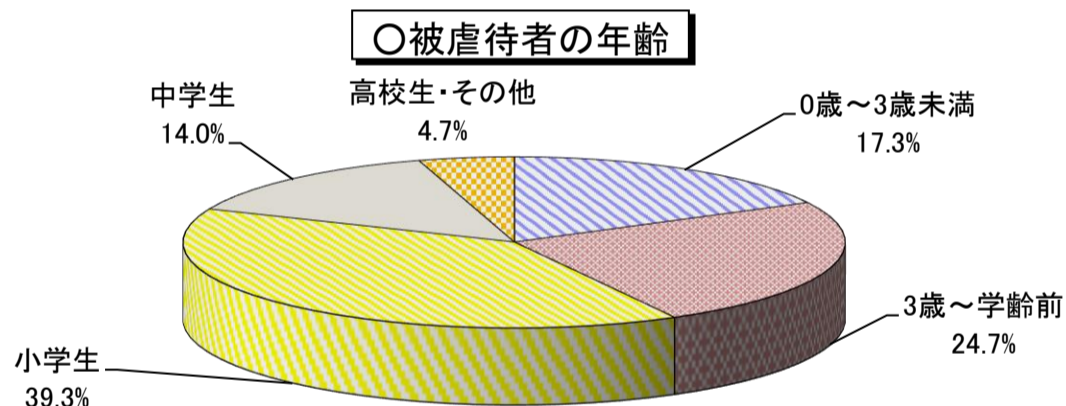
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
H28年度	59	28.0%	2	0.9%	94	44.5%	56	26.5%	211	100.0%
H29年度	63	31.0%	3	1.5%	104	51.2%	33	16.3%	203	100.0%
H30年度	71	23.7%	2	0.7%	178	59.3%	49	16.3%	300	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が178件(59.3%)で最も多く、次いで、身体的虐待が71件(23.7%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が49件(16.3%)となっている。

(4) 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満 (0～2歳)		3歳～学齢前 (3～6歳)		小学生 (7～12歳)		中学生 (13～15歳)		高校生・その他 (16～18歳)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
H28年度	31	14.5%	48	22.4%	84	40.2%	36	17.3%	12	5.6%	211	100.0%
H29年度	32	15.8%	39	19.2%	71	35.0%	44	21.7%	17	8.4%	203	100.0%
H30年度	52	17.3%	74	24.7%	118	39.3%	42	14.0%	14	4.7%	300	100.0%



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が118件(39.3%)で最も多く、次いで3歳～学齢前が74件(24.7%)、0歳～3歳未満が52件(17.3%)、中学生が42件(14.0%)となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談